

令和 7 年 4 月 2 4 日

(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH2 ターミナル計画に係る条例環境影響評価
審査書を公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH2 ターミナル計画に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH2 ターミナル計画

種 類：工場又は事業所の新設（第 3 種行為）

2 指定開発行為者

名 称：日本水素エネルギー株式会社

代表者：代表取締役社長 原田 英一

住 所：東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 3 号

3 公告日

令和 7 年 4 月 2 4 日（木）

4 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：日本水素エネルギー株式会社

住 所：東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 3 号

電 話：0 3－6 2 0 6－6 8 7 6

F A X：0 3－3 5 3 9－9 1 0 6

メール：info_jse@japansuisoenergy.com

5 備考（「条例環境影響評価審査書」とは）

指定開発行為者が作成した条例環境影響評価準備書について、市長は環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書を作成し、指定開発行為者に送付します。

川崎市環境局環境対策部環境評価課
電 話（0 4 4）2 0 0－2 1 5 6
F A X（0 4 4）2 0 0－3 9 2 1
メール 30kanhyo@city.kawasaki.jp

(写)

(仮称) 液化水素サプライチェーン
川崎 LH₂ ターミナル計画に係る
条例環境影響評価審査書

令和 7 年 4 月

川 崎 市

はじめに

（仮称）液化水素サプライチェーン川崎 LH₂ ターミナル計画は、日本水素エネルギー株式会社が、川崎区扇島 8 の約 18.3ha の区域において、液化水素サプライチェーンの実証のための受入基地（貯蔵タンク等）の建設及び実証試験並びに商用運用を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和 7 年 1 月 9 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第 24 条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査結果.....	3
	(1) 全般的事項.....	3
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	3
	ア 温室効果ガス.....	3
	イ 大気質.....	3
	ウ 水温.....	3
	エ 土壌汚染.....	3
	オ 騒音.....	4
	カ 振動.....	4
	キ 廃棄物等（建設発生土）.....	4
	ク 生物（動物）.....	4
	ケ 緑（緑の質、緑の量）.....	4
	コ 景観.....	5
	サ 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	5
	シ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）.....	5
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	5
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	6

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：日本水素エネルギー株式会社
代表者：代表取締役社長 原田 英一
住 所：東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 3 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 液化水素サプライチェーン川崎 LH₂ ターミナル計画
種 類：工場又は事業所の新設（第 3 種行為）
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 5 の項
に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区扇島 8
区域面積：約 183,167m²
用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

液化水素サプライチェーンの実証のための受入基地（貯蔵タンク等）の
建設及び運用

イ 事業の概要

項目	内容	
	実証試験	商用運用
事業内容	水素関連設備の実証試験	液化水素の輸入 水素ガス製造 液化水素・水素ガス供給
敷地面積	約 183,167m ²	
液化水素 貯蔵タンク容量	約 50,000m ³ /基×1基	
受入量	水素ガスを約 2 万 t/年	液化水素を約 3 万 t/年
供給量	なし (実証試験でのみ使用)	水素ガスと液化水素を 約 3 万 t/年
緑被率	約 15.0%	

ウ 土地利用計画

土地利用区分	面積 (m ²)	割合 (%)
敷地 (合計)	約 183,167	100
建築物	約 5,821	約 3.2
ガス製造施設	約 54,834	約 29.9
通路・駐車場	約 37,862	約 20.7
緑地	約 48,518	約 26.5
その他用地	約 36,132	約 19.7

- 注：1. 敷地に示す面積（敷地面積）は、計画地内の埋設部分・開放水域を除いた面積を示す。
2. 建築物に示す面積は、「建築基準法施行令」（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号の建築面積を示す。
3. ガス製造施設に示す面積には、製造に必要なユーティリティ設備面積や法規上及び作業に必要な空地等面積を含み、また、建築物内にガス製造施設がある場合は建築物面積に計上している。
4. その他用地は、将来設備増設用地であり、メンテナンス機器や資材の置き場等に利用する。
5. 緑地の面積は、緑化地の面積ほか、地被植物のみ植栽した面積を含む。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、液化水素サプライチェーンの実証のための受入基地（貯蔵タンク等）の建設及び運用をするものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

需要者への水素供給により、温室効果ガス削減への寄与が見込まれるが、脱炭素社会の実現に向けた一層の取組が求められていることから、周辺環境に配慮しつつ太陽光発電設備等の積極的な導入を図るとともに、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずること。

イ 大気質

工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 水温

水素気化に使用する海水の取放水温度差の管理に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 土壌汚染

土壌汚染が確認された区画が存在することから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

オ 騒音

工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事中交通量による等価騒音レベルが環境保全目標と近くなると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

カ 振動

工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

キ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

ク 生物（動物）

計画地周辺で、注目される動物種が確認されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ケ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

樹木等の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮し、植栽基盤の整備に当たっては、樹木等に応じた適切な土壌を用いるとともに、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

（イ）緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

コ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

サ 地域交通（交通安全、交通混雑）

工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部で歩車分離がされていないことから交通安全を最優先するとともに、工事用車両の走行に係る交通混雑度が 1.0 に近い地点があることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

シ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

化学物質、危険物、高圧ガスの使用があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和7年	1月9日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	1月20日	条例準備書公告、縦覧開始
	3月5日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 1名、1通
	3月21日	条例見解書の受領
	3月31日	条例見解書公告、縦覧開始
	4月14日	条例見解書縦覧終了
	4月24日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付